

公 告

支担当第62号
令和8年6月30日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

| 調達要求番号 | 件名 | 規格 | 数量 | 履行場所(納地) | 履行期限(納期) |
|------------|--------|---------|----|------------|-----------|
| 26S1E20029 | 通信回線整備 | 仕様書のとおり | 1式 | 自衛隊サイバー防衛隊 | 令和9年3月31日 |

- 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 入札日時 令和8年7月31日(金) 10:00
- 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 入札方法 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 契約書の作成 作成する。
- 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※1
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※1は、別紙1を確認されたい。
- その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、令和8年7月30日(木) 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和8年7月24日(金) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年7月17日(金) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ilvamoto@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」とおりとする。
(7) 同等品申請については、以下の期日までに同等品申請書を提出すること。
令和8年7月8日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可)
(8) 入札説明会は実施しない。
(9) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者とし
場合がある。
(10) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL:03-3268-3111(内線30249) FAX:03-5269-3282 森根: ilmorine@ext.is.mod.go.jp

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについては、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものと取り扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

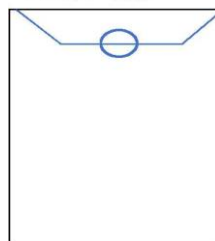
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

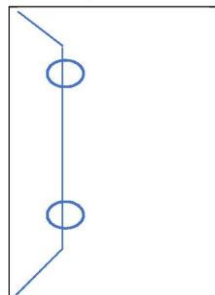
| |
|---|
| 公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目 |
|---|

| |
|---|
| 公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2回目 |
|---|

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

| |
|---|
| 〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」 |
|---|

又は

| |
|------------------------------------|
| 公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目 |
|------------------------------------|

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 前田 邦彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加し
たく申請致します。

件 名： 通信回線整備

調達要求番号： 26S1E20029

| 番号 | 品 名 | 形 式 | 機能・性能 | 単位・数量 | 可・否 |
|----|-----|-----|-------|-------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

*カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部・一部 を同等品として認める。

全部・一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級 氏名

| 統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書 | | |
|-------------------|---------|-----------------------|
| 品 名 又 は 件 名 | 仕様書番号 | J S O - 2 6 - 8 1 7 1 |
| 通信回線整備 | 作成年月日 | 令和8年6月26日 |
| | 改正年月日 | — |
| | 作成担当部課等 | 自衛隊サイバー防衛隊 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊サイバー防衛隊が行う通信回線整備（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 法令等

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

電波法（昭和25年法律第130号）

b) 情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装備庁（事）第3号31. 1. 9）

c) 情報システムに関する調達に関するサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装普武第188号31. 1. 9）

2 役務に関する要求

2.1 通信回線整備

細部は、調達要領指定書のとおりとする。

2.2 作業工程

作業日については、契約締結後に、監督官と協議の上決定するものとする。

2.3 遵守事項

a) 搬入経路（エレベーターのサイズ、階段の幅など）の事前確認を行うこと。

b) PMO市ヶ谷「館内規則」を遵守し、本役務に必要な調整、作業届、各種届出・申請書等の書類の提出を遅延なく行うこと。また、工具類等は、契約相手方が準備すること。

c) 履行上必要な作業であり、本仕様書に記載されている事項に付随した作業にあっては、契約相手方の責任において実施すること。

- d) 作業に際して、既設物その他現用施設及び機器等に損傷を与えないよう、十分に留意すること。万一損傷を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、契約相手方の負担において早急に復旧させること。
- e) 契約相手方は、計画に沿って安全・円滑に実現するため、工程管理及び安全管理体制を整え、作業等を行うこと。
- f) 作業にかかる当日の作業責任者の氏名、作業員数、作業内容を監督官にあらかじめ届けること。なお、届出内容から変更となる場合は、速やかに監督官に報告すること。
- g) 作業に直接関係ない場所に、みだりに立ち入らないこと。
- h) 騒音作業、臭気作業及び火気使用については、必ず事前に監督官の承諾を受けること。
- i) 役務に際し近隣への安全対策、騒音対策及びその他公害対策には万全を期すること。また、近隣、道路等の苦情処理にあたっては、誠意責任を持って速やかに対処すること。これらに要する費用、補償等は、一切契約相手方の責任で行うこと。

2.4 情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

a) 機能・性能

契約相手方が納入する製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

b) 品質管理

契約相手方が納入する製品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

2.5 管理事項

- a) 養生類を使用し、作業を行うこと。
- b) 作業終了時は使用資材等整理整頓を行い、役務完了に際しては、当該製品の設置に関する部分の後片付け及び清掃を入念に行うものとする。

3 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下、「支担当」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 保 全

- a) この契約の履行にあたり知り得た情報は、別途利用その他への公表などは、監督官の承認なくおこなってはならない。本契約の終了後も同様とする。

b) 立入制限された区画への立ち入り

この契約の履行に当たり、立入制限された区画に入る場合は個人ごとに許可が必要となるため、契約相手方は、立入申請要領について確認し、速やかに当該箇所に立ち入る人員全員について所要の立入申請を行い、実際に立ち入る期日までに許可を得るもののほか、官側の指示に従うものとする。

5 提出書類

提出書類は、表による。

完成点検終了後、全てを綴った冊子を印刷し監督官に提出すること。

表 提出書類

| 番号 | 名称 | 数量 | 提出時期 | 提出先 | 形態 | 備考 |
|----|--------------|----|---------|-----|----------------------|------|
| 1 | 役務実施計画書 | 1 | 契約後速やかに | 監督官 | 紙媒体 または、電 子データ | 様式任意 |
| 2 | 工程表 | 1 | 契約後速やかに | 監督官 | | 様式任意 |
| 3 | 回線開通確認書 | 1 | 役務実施の都度 | 監督官 | | 様式任意 |
| 4 | 障害時連絡先一覧 | 1 | 役務終了後 | 監督官 | | 様式任意 |
| 5 | 設定情報一覧 | 1 | 役務実施の都度 | 監督官 | | 様式任意 |
| 6 | 役務実施記録（別紙様式） | 1 | 役務実施の都度 | 監督官 | | 別紙様式 |
| 7 | 役務写真 | 1 | 役務終了後 | 監督官 | | 様式任意 |
| 8 | 作業完了報告書 | 1 | 完了後速やかに | 監督官 | | 様式任意 |

6 その他

- a) この仕様書に示されない細部については、商慣習によるものとする。
- b) この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

別紙様式

殿

年 月 日

契約相手方

責任者名

印

役 務 実 施 記 録

契約番号：

契約件名：

役務実施場所：

| 作 業 年月日 | 実施項目 | 作業内容 | 処置事項 | 作 業 実施者 署 名 |
|------------|------|------|------|-------------------|
| | | | | |

上記のとおり確認する。

年 月 日

監 督 官

所 属

階級氏名

印

| | | |
|---------------|-----------------------|---------------------|
| 調 達 要 領 指 定 書 | 発 簡 番 号 | |
| | 調 達 要 求 番 号 | 2 6 S 1 E 2 0 0 2 9 |
| | 調 達 要 求 年 月 日 | 令 和 8 年 6 月 2 9 日 |
| | 作 成 部 隊 等 | 自 衛 隊 サ イ バ ー 防 衛 隊 |
| | 作 成 年 月 日 | 令 和 8 年 6 月 2 6 日 |
| 品 名 | 通 信 回 線 整 備 | |
| 仕 様 書 番 号 | J S O - 2 6 - 8 1 7 1 | |

指定事項

仕様書**第2.1項**に係る事項は以下のとおりとする。

1 役務概要

本役務は、イーサ専用線、インターネット回線、Wifiの通信回線の新設及びそれらの回線借上げについて実施するものである。

2 履行期間等

- (1) 通信回線開通日
令和8年9月1日
- (2) 通信回線の借上期間
令和8年9月1日～令和9年3月31日

3 役務実施場所

- (1) 所在地
東京都千代田区六番町2番地19 PMO市ヶ谷
- (2) 対 象
4階・8階

4 作業時間等

作業実施日については、監督官の指示に従い実施可能日(土日祝日含む)を提示し、監督官と調整すること。

- (1) 平 日：08時30分～17時00分(基準)
- (2) 土 日 祝：08時30分～17時00分(基準)

5 現地調査

役務実施にあたり、契約相手方は、現地調査を監督官同行のもと実施すること。

(細部時期要領は、監督官と調整する。)

6 イーサ専用線

- (1) 概 要
拠点ネットワーク拡張に伴い、下記指定場所において「イーサ専用線 30Mbps」を新規敷設・開通させるための仕様を定めるものである。
- (2) 接続サービスを提供する拠点の所在地
防衛省市ヶ谷駐屯地及び東京都千代田区六番町2番地19 PMO市ヶ谷

(3) サービス提供仕様

| | |
|----------|-------------------------------|
| 契約帯域 | 30Mbps（帯域保証型） |
| 通信方式 | 2拠点間を1対1で接続し、帯域を独占することができること。 |
| 回線数 | 1回線 |
| インターフェース | 100BASE-TX（RJ-45） |
| 通信プロトコル | Layer 2（イーサネット） |
| 提供形態 | ONU（光回線終端装置）まで。 |

(4) 種別等

| | |
|------|------------------------------|
| 種別 | 新規引込（館内調査および回線開通試験を含む。） |
| 施工条件 | MDF（主配線盤）から指定設置場所までの通線を行うこと。 |

(5) 保守・運用

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 保守受付 | 24時間365日の故障受付・復旧体制を有すること。 |
| SLA（品質保証） | サービス提供事業者が定める稼働率および故障回復時間の保証を適用すること。 |

(6) 貸与品

- ・設置機器（ONU（光回線終端装置））一式

7 インターネット回線導入・LAN配線

(1) 概要

PMO市ヶ谷のNTT光回線設備（PD盤）を使用し、MDF/EPSを経由し指定場所（4階・8階）ONUまで光ファイバーを引き込み、各ルーター設置場所までの配線を含むネットワーク環境を構築するものである。

(2) サービス提供仕様

| | |
|------|----------------------------------|
| 回線種別 | 光ファイバー通信（FTTH） |
| 接続方式 | IPoE（IPv4 over IPv6）方式 |
| 回線数 | 2回線 |
| 通信速度 | 上り下りともに最大1Gbps（ベストエフォート型） |

(3) 通信品質

ア 常時接続、定額プランであること。

イ 大容量の動画配信やオンライン会議に耐える安定した通信品質（ベストエフォート型）

ウ グローバルIPアドレス：[必要]

(4) プロバイダ・IPアドレス要件

- ・IPアドレス：固定IPv4アドレス 一回線当たり固定IPアドレスを一つ払い出すこと。

- ・IPv6対応：IPv6 IPoE（ネイティブ）接続に対応していること。

(5) 構成・機器要件

| | |
|--------------|---|
| ONU（光回線終端装置） | 一回線当たり一台（回線事業者より貸与） |
| ルーター（機能要件） | ・ IPv6（IPoE）プロバイダ指定のルーター（回線事業者より貸与） ・ スループット： 1Gbps程度 のルーティング性能 ・ セキュリティ：ファイアウォール，不正アクセス防御機能 ヤマハ社製 RTX830-SDまたは同等品以上のもの。（他社の製品を含む。） |

(6) 保守・サポート要件

| | |
|---------|--|
| 故障対応 | 24時間故障受付及び平日日勤帯（10:00～17:00）（基準）において故障対応があること。 |
| 問い合わせ窓口 | 電話及びインターネット故障受付窓口があること。 |

(7) 貸与品

| |
|------------------------------|
| ・ 設置機器（ONU（光回線終端装置），ルーター等）一式 |
|------------------------------|

(8) ネットワーク配線

ア 配線経路の隠蔽と保護

(ア) 隠蔽配線の優先

原則として天井裏，壁内，またはOAフロア内を通線し，ケーブルを露出しないこと。

(イ) 露出部の保護

やむを得ず壁面や床面に露出する場合は，配線モールやMKダクト等を使用し，建物の色調に合わせたものを選定すること。

(ウ) 立ち上げ箇所の処理

スパイラルチューブ，またはダクトを用い，ケーブルがバラけないよう水平・垂直に固定すること。

イ 整線の結束

(ア) 等間隔での結束，余長の処理

天井内やOAフロア内では，面ファスナー等で固定し，たわみがないように敷設すること。

(イ) 余長の処理

a 余長は放置せず，円を描くように美しくまとめ，固定し整理すること。

b デスク移動やメンテナンスを考慮し，末端部に [50cm～1m]程度の余長を確保すること。

ウ ラベリングと色分け

(ア) 識別管理

ケーブルの両端に，接続先とポート番号を記載した管理用番号ラベルを貼り付けること。

(イ) 用途別色分け

視覚的な整理のため，「基幹系，Wifi用，ネットワーク用等」ごとに外被色を分けること。

エ 美観の保持

施工前と同等以上の美観を維持すること。

オ 技術的・材料要件

| | |
|-----------|---|
| LANケーブル規格 | カテゴリ 5e 以上（基準）を使用し， 1Gbps 通信に対応すること。（ケーブル規格は，最大通信速度，伝送帯域を考慮すること。） |
| 形状 | スタンダード |

8 無線アクセスポイント

(1) 概要

以下の仕様の無線アクセスポイントを官側へ提供するものである。

(2) 規格

| | |
|----------|---|
| 通信規格 | ・ Wifi6 (IEEE 802.11ax) に対応したハイエンドモデルであること。 Cisco Meraki MR46または同等品以上のもの。(他社の製品を含む。) ・ 2.4Gbps (5GHz) 程度 のスループット性能を有するもの。 |
| 最大通信速度 | 2.4Gbps |
| 最大同時接続台数 | 1フロアあたり 60台以上 の同時接続が可能であること。 |
| 対応周波数 | 2.4GHz, 5GHz帯 |

(3) 無線アクセスポイント構成

必要台数**合計6台**(各フロア3台)

(4) 接続台数

両フロア合計 **120台**(各フロア60台程度を想定)

(5) 設置場所

4階・8階

(6) 設定仕様

| | |
|---------|--|
| SSID設定 | 指定のSSID (2.4GHz/5GHz共通, または分離) を設定 (契約後調整) |
| 暗号化 | WPA3-SAE (AES) を優先し, 互換性が必要な場合のみWPA2/WPA3移行モードとする。 |
| チャンネル設定 | 自動設定 (Auto) またはサイトサーベイに基づく最適チャンネルの固定 |

(7) 試験・確認項目

接続試験: PC, スマートフォン等の実機による接続・インターネット閲覧確認

(8) 提出物

設定情報一覧 (SSID, IPアドレス等)

9 部材仕様

- (1) この役務に使用する部材は, 契約相手方が準備し, 仕様書に記載されたものまたは, 同等品以上のものを使用するものとし, 事前に監督官の確認を受け, 承認を得るものとする。
- (2) 部材は, この仕様書に定める品質及び性能を有する新品とし, 現場搬入時に監督官の検査を受け, 合格したものを使用するものとする。
- (3) 部材の色, 模様等については監督官に見本を提出し, 承認を得るものとする。
- (4) 部材は, JIS 適合品又は世界共通規格 ISO/IEC, 米国規格 ANSI/TIA-568, IEEE に基づき指定又は認定を受けた材料とする。

10 施工業者の条件

電気通信工事の事業者として登録されていること。